

第4期
地球温暖化対策推進実行計画
(事務事業編) 中間見直し版 (案)



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS**

会津若松市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

令和9年1月

会津若松市

【令和7年度実績暫定版】

目次

第1章 地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）とは

1	地球温暖化問題について	...	1
(1)	地球温暖化問題とは		
(2)	地球温暖化対策を巡る国際的な動向		
(3)	地球温暖化対策を巡る国内の動向		
(4)	地球温暖化対策に係る市のこれまでの取組		
2	地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）の位置づけ	...	3
3	地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）の見直しの意義	...	5

第2章 計画（前期）の評価と今後の取組の方向性

1	計画（前期）の概要	...	6
2	計画（前期）の目標達成状況および進捗評価	...	6
(1)	温室効果ガス総排出量の目標達成状況		
(2)	計画（前期）のエネルギー種別の温室効果ガス排出量の進捗と課題		
3	第4期計画後半に向けた方向性	...	8
(1)	総括		
(2)	今後の方針		

第3章 第4期計画の基本的事項

1	第4期計画の目的	...	10
2	第4期計画の期間・基準年度	...	10
3	第4期計画の対象	...	10
(1)	対象		
(2)	管理のあり方		
(3)	第4期計画が対象とする温室効果ガス		
4	温室効果ガスの算定方法	...	11
5	第4期計画策定の方針	...	12
(1)	目標設定の考え方		
(2)	取組内容について		

第4章 取組目標

1	温室効果ガスの排出削減目標	...	13
(1)	全体の削減目標の再設定		
(2)	エネルギー種別毎の削減目標		

第5章 温室効果ガス削減に向けた取組

1	温室効果ガス削減に向けた重点的な取組	...	16
(1)	可能な限り電気エネルギーを用いる設備・車に転換すること		
(2)	より高効率な設備に転換し、省エネルギー化を図ること		
(3)	再生可能エネルギーの最大限の導入をすること		

2	職員の行動等による温室効果ガス削減の取組	…	18
3	計画の推進体制と進行管理	…	20
(1)	計画の全庁的な推進体制		
(2)	進行管理の流れ		
4	進捗状況の公表	…	22

参考資料

1	対象施設	…	23
2	職員の行動による温室効果ガス削減の取組（詳細版）	…	25
(1)	職員共通の取組		
(2)	庁舎・施設管理等での取組		
(3)	施設利用者に対する意識啓発		
3	基準年度（平成 25（2013）年度）の温室効果ガス排出量	…	31
(1)	温室効果ガスの種類別排出量		
(2)	エネルギー起源別排出量		
4	会津若松市環境管理委員会設置要綱	…	33

第1章 地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）とは

1 地球温暖化問題について

(1) 地球温暖化問題とは

地球温暖化とは、人間の活動により大気中の温室効果ガスの濃度が増加し、増加した温室効果ガスによって太陽からの日射や地表面から放熱する熱の一部が吸収されることで、地球全体で平均気温が上昇する現象です。温室効果ガスを代表する二酸化炭素は石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料を燃やすことで多く発生します。産業革命以後、排出される量が増加する一方となっており、それに伴って、地球温暖化の影響がより顕著になっています。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河の融解などにより海面が上昇し、近年では、世界各地で洪水、森林火災、干ばつなどの被害が増大しています。極端な気象現象や生態系への影響も報告されており、社会・経済・生活環境への影響が深刻化しています。

このように地球温暖化は、人類の社会・経済・生活環境に影響を与えるのみならず、地球上のあらゆる動植物に大きな被害を及ぼすことが懸念され、問題となっています。そのため、国際的な枠組において、温室効果ガスの削減に向けた議論や取組が進められています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成 27（2015）年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」が、平成 28（2016）年 11 月に発効されました。パリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などを目標に掲げ、締約国には「緩和策」（温室効果ガス排出量の削減等）と「適応策」（気候変動による悪影響への対処）の取組が求められました。

平成 30（2018）年 10 月の IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告では協定の目標を実現するには、「令和 32（2050）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要」とし、温室効果ガス削減対策の緊急性が示されました。

また、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、気候変動などの環境問題を含む経済的・社会的な課題の解決が重要視されており、行政や企業等をはじめ、多様な主体のパートナーシップによる取組が進められています。

【参考】本計画に関連する主な SDGs ロゴマーク



(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

国では、令和 2（2020）年 10 月に、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）」においても、改正を経て、この「2050 年カーボンニュートラル」が基本理念として法定化されました。

令和 3（2021）年 4 月に開催された米国主催の気候サミットにおいては、温室効果ガスを平成 25（2013）年度を基準として、令和 12（2030）年度までに 46％削減することを目指し、さらに 50％の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しました。また、2025 年 2 月 18 日に、1.5℃目標※に整合的で野心的な目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60％、73％削減することを目指すこととしました。

県においては、令和 3（2021）年 2 月に「福島県 2050 年カーボンニュートラル」が宣言され、省エネルギー対策の徹底と再生可能エネルギーの推進を柱に、環境に負荷をかけない持続可能な脱炭素社会の実現を目指すこととしています。カーボンニュートラルの実現に向けては、令和 6 年 10 月に気候変動対策をオール福島で推進してくため、県民、事業者、行政等の責務や施策の基本的事項を規定した「福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例」を制定しました。また、令和 8 年 3 月には気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するため、「福島県気候変動対策推進計画」を策定し、温室効果ガス総排出量から森林等吸収量を差し引いた実排出量を基準年度（2013 年度）比で 2030 年度までに▲50％、2035 年度までに▲63％、2040 年度までに▲75％、そして、2050 年度にはカーボンニュートラルを目指す目標を掲げています。

※地球の平均気温の上昇を産業革命前（約 1850 年～1900 年）と比べて 1.5℃以内に抑えることを目指す国際的な気候変動対策の目標

(4) 地球温暖化対策に係る市のこれまでの取組

本市では、「会津若松市環境基本条例」に基づき、環境基本計画及び地球温暖化対策に係る実行計画を策定し、市の環境保全と創造、温室効果ガス排出量の削減を推進してきました。

【市の取組の経緯】

時 期	内 容
平成 9（1997）年 3 月	環境基本条例制定
平成 11（1999）年 3 月	環境基本計画策定
平成 18（2006）年 7 月	地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）策定
平成 23（2011）年 12 月	第 2 期 地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）策定
平成 26（2014）年 3 月	第 2 期環境基本計画策定（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）
平成 28（2016）年 9 月	第 3 期 地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）策定
平成 31（2019）年 3 月	第 2 期環境基本計画改訂（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）
令和 4 年（2022）年 2 月	第 4 期 地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）策定
令和 6 年（2024）年 3 月	第 3 期環境基本計画策定（第 2 期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）

2 地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策推進法」第21条第1項に基づく、市役所の事務事業における温室効果ガス排出量の削減等の措置に関する「地方公共団体実行計画」です。

【地球温暖化対策推進法（抜粋）】

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

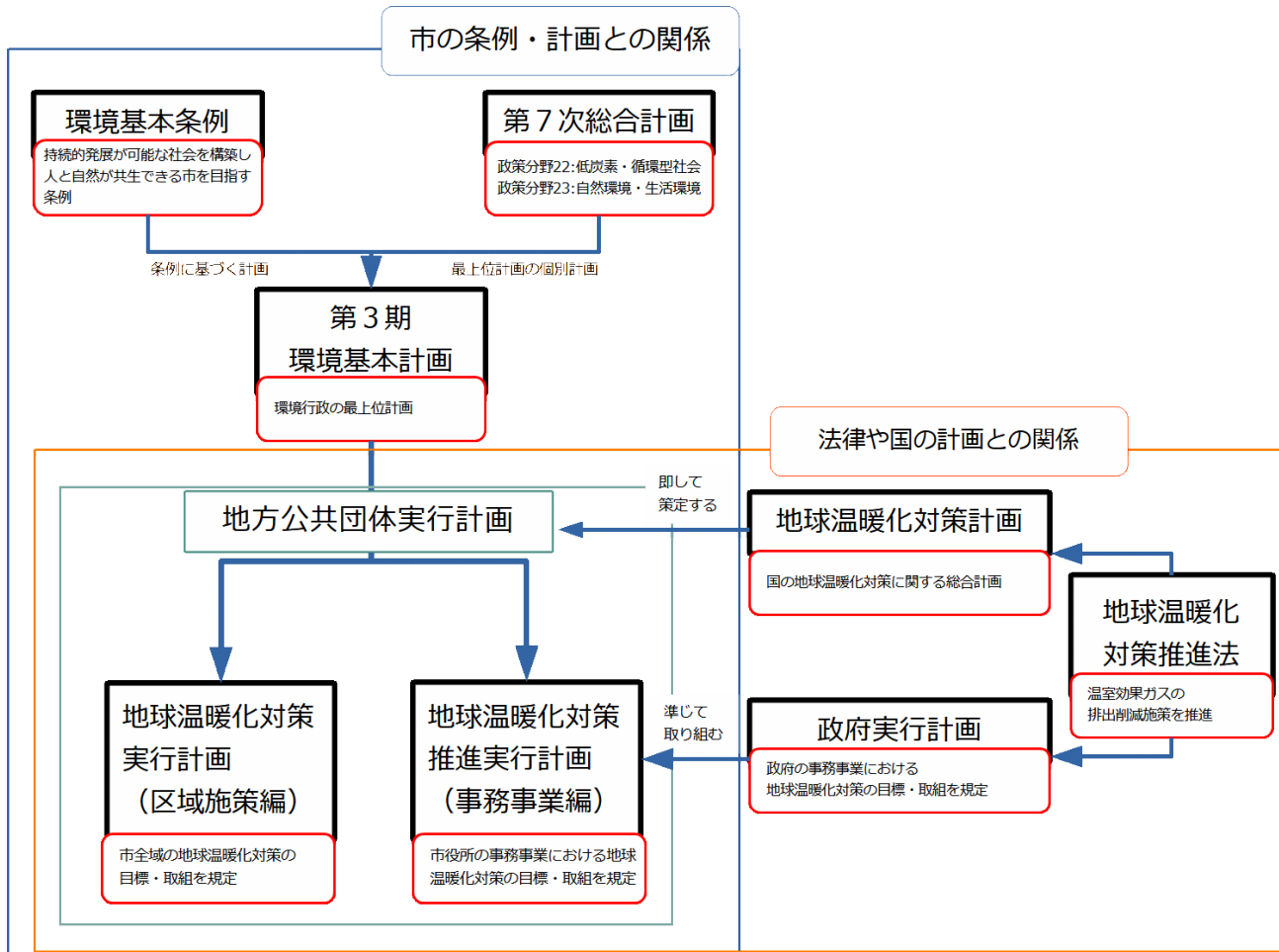
第2項 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 計画期間
- 2 地方公共団体実行計画の目標
- 3 実施しようとする措置の内容
- 4 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

第13項 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

第15項 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

【法律、条例、各計画の関係図】



※本計画（地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編））は、市役所の事務事業における地球温暖化対策について定めるものですが、これは、市全域の地球温暖化対策について定める「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の、目標達成のための一つの取組でもあります。

※国の地球温暖化対策計画では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、地域の事業者、住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

3 地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）の見直しの意義

本計画は、令和8（2026）年度の計画期間中に中間見直しを行うことで、より実効性の高い地球温暖化対策を推進することを目的としています。計画策定以降、国や県の動向や方針、関連する法制度や目標の変更、市のお他計画との整合など、社会状況は変化しています。こうした状況を踏まえ、計画の進捗や取組成果を検証し、必要な見直しを行い、温室効果ガス削減目標達成に向けた具体的な取組を強化します。

※令和7年度の数値については暫定値であり、確定後、反映する予定です。

第2章 計画（前期）の評価と今後の取組の方向性

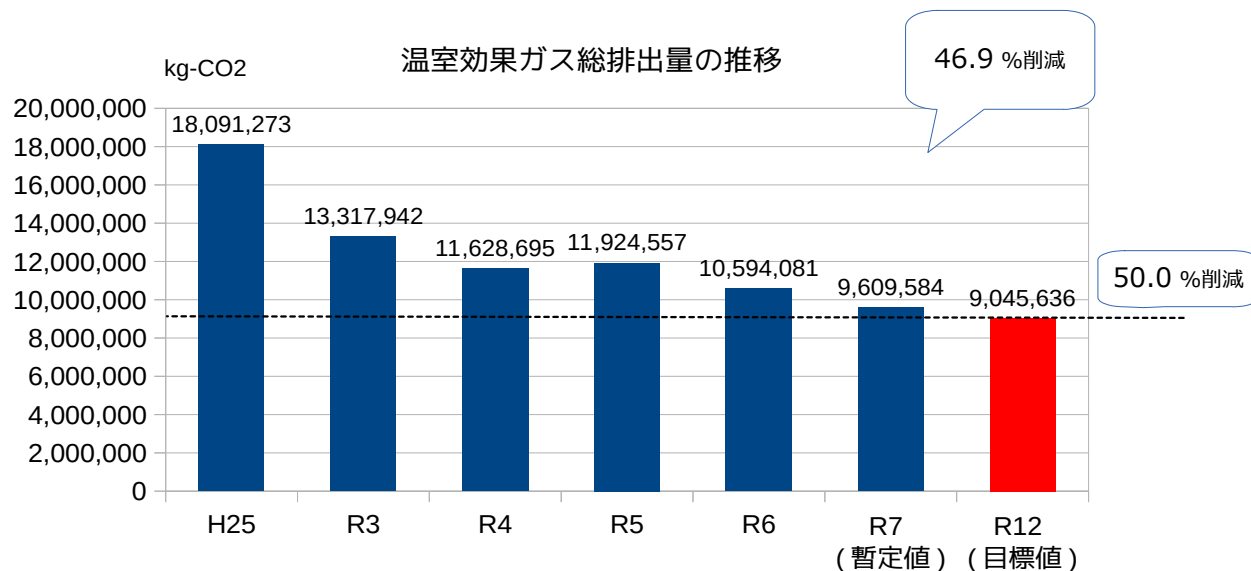
1 計画（前期）の概要

対象期間	令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間のうち前半の5年間（令和3年度～令和7年度）
基準年度	平成25（2013）年度
目 標	会津若松市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で50%削減する。
エネルギー種別	電気、灯油、A重油、都市ガス、液化石油ガス、ガソリン、軽油、天然ガス
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）
重点的な取組	① 可能な限り電気エネルギーを用いる設備・車に転換すること ② より高効率な設備に転換し、省エネルギー化を図ること ③ 再生可能エネルギーの最大限の導入をすること

2 計画（前期）の目標達成状況および進捗評価

(1) 温室効果ガス総排出量の目標達成状況

市役所の温室効果ガス総排出量は、令和7年度（暫定値）において基準年度比で46.9%削減となり、目標の令和12年度における50%削減を見込めるペースで進んでいます。



項 目	H25年度 (2013年度) (基準年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	目標値
総排出量 (kg-CO ₂)	18,091,273	13,317,942	11,628,695	11,924,557	10,594,081	9,609,584	9,045,636
基準年度比	—	△26.3%	△35.7%	△34.1%	△41.4%	△46.9%	△50.0%

(2) 計画（前期）のエネルギー種別の温室効果ガス排出量の進捗と課題

① 電気について

市では、国の「脱炭素先行地域交付金」を活用し、省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの利用拡大など、脱炭素化の推進を図り公共施設における温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組んできました。

電気由来の温室効果ガス排出量は、基準年度比で 50.5%削減と、着実に効果を上げており、計画の目標削減率 57.7%に対して順調に進捗しています。

今後は、さらなる省エネ機器への更新や、太陽光発電設備の増設、電力の見える化による効率的な運用を推進していきます。

単位：kg-CO₂

エネルギー種別	①平成 25 年度 (2013 年度) (基準年度)	②令和 7 年度 (2025 年度) (暫定値)	令和 7 年度 削減率 (暫定値)	③令和 8 年度 (2026 年度) (中間目標年度)	④令和 12 年度 (2030 年度) (目標年度)	目標削減量 (①-④)	目標 削減率
電気	11,767,520	5,829,828	50.5%	6,526,975	4,976,211	6,791,309	57.7%

② 灯油、A重油、都市ガス、液化石油ガスについて

灯油は暖房設備の電化や職員の省エネ行動の徹底により、基準年度比で 48.0%削減となり、目標削減率 41.4%を上回る進捗です。

A重油は空調設備等の電化転換が進み、削減効果が大きく現れ 74.3%削減と、目標削減率 69.6%を上回っています。

都市ガスは暖房器具などの使用量の増加等により、21.7%削減となり、目標削減率 34.5%には未達成です。

液化石油ガスも 11.6%削減となり、火葬件数の増加や会葬者数の増減、公民館の調理室の利用頻度によって使用量が増減することから目標削減率 19.7%に対し進捗が遅れています。

今後は更なる電化や高効率機器への転換、適切な温度管理や運用改善など、職員による省エネルギーの徹底を図っていく必要があります。都市ガスや液化石油ガスは、気候や利用頻度の増減によって使用量が大きく変動するため、削減が難しい状況です。そのため、機器の交換時期や施設の老朽化対策に合わせて、段階的に電化や高効率機器への転換を進めていくことが必要です。

単位：kg-CO₂

エネルギー種別	①平成 25 年度 (2013 年度) (基準年度)	②令和 7 年度 (2025 年度) (暫定値)	令和 7 年度 削減率 (暫定値)	③令和 8 年度 (2026 年度) (中間目標年度)	④令和 12 年度 (2030 年度) (目標年度)	目標削減量 (①-④)	目標 削減率
灯油	3,310,238	1,721,226	48.0%	2,026,088	1,939,872	1,370,366	41.4%
A重油	904,276	231,836	74.3%	286,924	274,714	629,562	69.6%
都市ガス	436,651	341,651	21.7%	298,539	285,835	150,816	34.5%
液化石油ガス	461,909	408,241	11.6%	387,449	370,962	90,947	19.7%

③ ガソリン、軽油、天然ガスについて

ガソリンは、市役所全体の車両の約 7.5%が電動車両へ更新され、台数削減の取り組みも進んでおりますが 35.8%削減となり、目標削減率 96.2%には未達成です。

軽油は除雪等の車の使用量が例年より少なかったため、67.2%削減と目標削減率 43.9%を大きく上回る進捗です。

今後も、電気自動車・燃料電池自動車などへの更新を進め、排出量の削減を目指します。ただし、軽油については除雪車等の稼働状況によって削減率が変動するため予測や管理が難しい面があります。

単位：kg-CO₂

エネルギー種別	①平成 25 年度 (2013 年度) (基準年度)	②令和 7 年度 (2025 年度) (暫定値)	令和 7 年度 削減率 (暫定値)	③令和 8 年度 (2026 年度) (中間目標年度)	④令和 12 年度 (2030 年度) (目標年度)	目標削減量 (①-④)	目標 削減率
ガソリン	203,545	130,523	35.8%	82,111	7,770	195,775	96.2%
軽油	199,517	65,451	67.2%	131,709	111,871	87,646	43.9%
天然ガス	835	0	100.0%	273	0	835	100.0 %

④ メタンと一酸化二窒素の排出量について

これらはエネルギーではなく、二酸化炭素と並ぶ、市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの一種です。市役所では、いずれも、自動車の走行や生活排水の処理や浄化槽の使用に伴って排出されます。

市役所では、生活環境や自然環境の保全の観点から、農業集落排水処理施設や浄化槽の整備を進めています。

したがって、本計画策定時は、排出量が増加していくことを想定して目標値を設定しますが、今後の科学技術の進展等により、排出を抑制する取組を行うことができるようになった段階で、改めて検討するものとします。

単位：kg-CO₂

温室効果ガス	①平成 25 年度 (2013 年度) (基準年度)	②令和 7 年度 (2025 年度) (暫定値)	令和 7 年度 削減率 (暫定値)	③令和 8 年度 (2026 年度) (中間目標年度)	④令和 12 年度 (2030 年度) (目標年度)	目標削減量 (①-④)	目標 削減率
メタン、 一酸化二窒素	806,782	880,828	△9.2%	1,014,491	1,078,401	△271,619	△33.7%

3 第 4 期計画後半に向けた方向性

(1) 総括

市役所における温室効果ガス排出削減の取り組みは、電気、化石燃料、自動車燃料、そして事務事業由来の排出に対して計画的かつ着実に進めてきた結果、令和 12 年度における 50%削減目標を達成できるペースで進んでいます。

特に、温室効果ガス排出量の約 60%を占める電気については、国の脱炭素先行地域交付金を活用しながら、再生可能エネルギー導入や省エネ機器への更新を進めた結果、基準年度比で 50.5%削減と目標達成に向けて順調に進捗しています。また、灯油や A 重油についても、設備の電化等や職員の省エネ行動の定着によって、目標を上回る削減を達成しました。

都市ガスや液化石油ガスは、利用頻度やその年度の気候による変動がありますが、職員の省エネ行動の定着などにより減少しています。今後は、機器の交換時期や施設の老朽化対策

に合わせた電化や高効率機器への転換が課題となっております。自動車燃料についても、業務利用の実態によって使用量が変動するため、ガソリンの削減目標の達成に向けては、さらなる電動車両への更新や台数削減などの取り組みが必要です。

メタンや一酸化二窒素は、公用車や排水処理などから排出される温室効果ガスであり、現状では施設整備により排出量が増えると予想し目標を設定していますが、今後の化学技術の進展等を踏まえ抑制策を検討するものです。

今後は、これまでの成果を踏まえ、省エネ機器の導入や電化の推進、職員の意識向上、指定管理施設への再生可能エネルギーの活用拡大など、温室効果ガス削減に向けてさらなる取組を実施していく必要があります。

(2) 今後の方針

目標値を上回る進捗が実現できているため、これまでの取組の成果を維持しつつ、さらなる排出削減に挑戦することが必要です。今後も、重点的な取組として掲げてきた

- 可能な限り電気エネルギーを用いる設備・車に転換すること
- より高効率な設備に転換し、省エネルギー化を図ること
- 再生可能エネルギーの最大限の導入をすること

などを進め、特に脱炭素先行地域内の公共施設においては、脱炭素先行地域交付金を積極的に活用し、さらなる排出削減を推進していくことで、2030年度の目標の達成を目指します。

第3章 第4期計画の基本的事項

1 第4期計画の目的

本計画の目的は、令和3年に改正された地球温暖化対策推進法に基づき、市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの排出削減に向けた取組項目を設定し、従来の設備を高効率な電気エネルギーを用いる設備に転換すること等の省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入などにより、地球温暖化対策に寄与することとします。

2 第4期計画の期間・基準年度

計画期間	令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間
基準年度	平成25（2013）年度

※ 計画期間中である令和8（2026）年度において、本計画がより実効性の高いものとなるよう、市の関連計画等との整合や、国・県等の動向を踏まえながら、取組成果の検証等を行い見直します。また、環境・エネルギー政策など国の動向により、必要に応じて見直しを行います。

3 第4期計画の対象

(1) 対象

会津若松市役所の全ての事務事業及び施設（指定管理施設や小中学校を含む。）や対象とします（対象施設は、P23「参考資料1 対象施設」参照）。

なお、第3期計画までは計画の対象となる公用車について、「特殊車両を除いた全ての公用車」としていましたが、国が示した地球温暖化対策実行計画の趣旨に沿い、本計画では特殊車両を含む全ての公用車を対象とします。

(2) 管理のあり方

前計画では、施設を事務部門（職員が事務を行う施設）、事業部門（市民サービス事業に供される施設）、市民利用部門（市民の利用に供される施設）の3つの部門に分け、区分に合わせたエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の管理を行っていましたが、部門別の区分は会津若松市役所独自のものでした。

市役所の地球温暖化対策の取組について、国や他市、民間企業等との比較がしやすいものとし、市民の方や事業者の方においても参考としていただくため、これまでの部門別の管理から、国や県、県内他市等が採用している下記のエネルギー種別毎の管理に改めることとします。

エネルギー種別	市役所の事務事業における主な使用内容
電気	空調や照明、コピー機等の事務機器、冷蔵庫など幅広く使用
灯油	一般的な暖房器具の燃料として使用
A重油	空調設備の燃料として使用
都市ガス	空調設備の燃料として使用
液化石油ガス	一般的な暖房器具の燃料として使用
ガソリン	公用車に使用
軽油	公用車や発電機に使用
天然ガス	公用車に使用

(3) 第4期計画が対象とする温室効果ガス

計画では、地球温暖化対策推進法が算定対象としている7種類の温室効果ガスを対象とします。

ただし、本計画では下記活動で排出される「二酸化炭素 (CO₂)」、「メタン (CH₄)」、「一酸化二窒素 (N₂O)」の3種類を算定対象とします。

なお、残る4種類のガス「ハイドロフルオロカーボン (HFC)」、「パーフルオロカーボン (PFC)」、「六ふっ化硫黄 (SF₆)」、「三ふっ化窒素 (NF₃)」については、市役所の事務事業において排出される可能性が極めて低いものでありますが、排出の実態が把握された場合には、随時算定するものとします。

種類	主な活動	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	電気や暖房用灯油・重油・ガスの使用 や自動車用ガソリン・軽油の使用	1
メタン (CH ₄)	灯油の使用、自動車の走行、生活排水の処理や浄化槽の使用	25 (CO ₂ に比べ、重量あたり約25倍の温室効果がある。)
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298 (CO ₂ に比べ、重量あたり約298倍の温室効果がある。)

4 温室効果ガスの算定方法

国が示す「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に従い、本市のエネルギー使用量を集計し、次の数式により算出します。

温室効果ガス排出量 【Kg-CO ₂ 】	=	活動量 エネルギー 使用量	×	排出係数 活動量から 温室効果ガス 排出量を 算定する換算値	×	地球温暖化係数 二酸化炭素を基準に 他の温室効果ガスが どれだけの温室効果 があるかを示した数
------------------------------------	---	---------------------	---	--	---	---

5 第4期計画策定の方針

(1) 目標設定の考え方

国の策定した地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定することとされていることから、政府実行計画（※）に準じた目標設定とします。

【政府実行計画の目標】（令和3（2021）年10月22日 閣議決定）

平成25（2013）年度を基準として、温室効果ガスの総排出量を令和12（2030）年度までに50％削減することを目標とする。

※政府実行計画とは

政府の全ての事務事業に関する温室効果ガスの排出削減計画のこと。地球温暖化対策計画に基づき、政府の保有する施設における省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等について定められています。

(2) 取組内容について

これまでの市役所の取組の実績と、ゼロカーボンシティ会津若松宣言を踏まえて、温室効果ガスの排出量に大きく影響を及ぼす以下の3点について、特に重点的に取り組むべきこととします。

- ① 可能な限り電気エネルギーを用いる設備・車に転換すること
- ② より高効率な設備に転換し、省エネルギー化を図ること
- ③ 再生可能エネルギーの最大限の導入をすること

また、職員一人ひとりの行動による温室効果ガス削減の取組についても、引き続き取り組んでいくこととします。

第4章 取組目標

1 温室効果ガスの排出削減目標

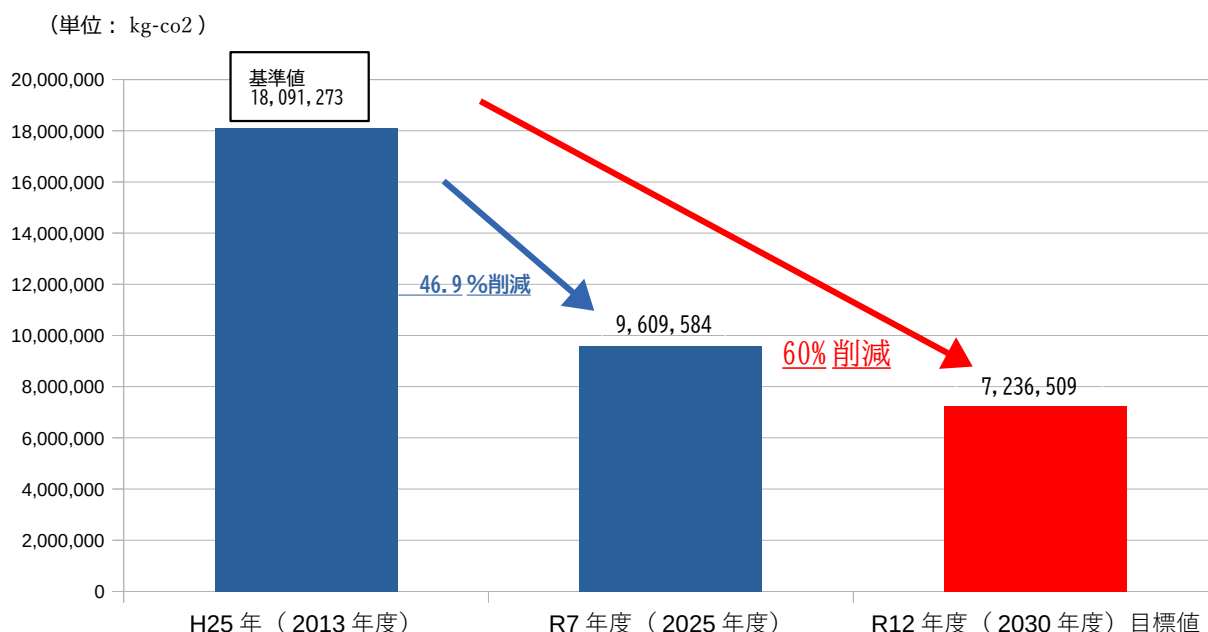
(1) 全体の削減目標の再設定

国は「政府実行計画」において、2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを46%削減する目標に加え、新たに、2035年度で60%削減、2040年度で73%削減という目標を追加しました。

市では、2030年度までに温室効果ガスを50%削減することを目標にしてきましたが、現時点において達成できる見込みであることから、2030年度の削減目標を「50%」から「60%以上」に引き上げることとし、2050年までのできるだけ早い時期に、温室効果ガスの排出実質ゼロに向けて、取り組みを加速させるものです。

会津若松市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比で60%以上削減することを目標とします。

市役所の事務事業による温室効果ガスの排出量削減目標



項目	①平成 25 年度 (2013 年度) (基準年度)	②令和 7 年度 (2025 年度) (暫定値)	③令和 12 年度 (2030 年度) (目標年度)	④新たな 令和 12 年度目標 (2030 年度) (目標年度)	目標削減量 (①-④)
総排出量 (kg-CO ₂)	18,091,273	9,609,584	9,045,636	7,236,509	11,759,327
基準年度比	-	△46.9%	△50.0%	△60.0%	-

※ 第3期計画までは計画の対象となる公用車について、「特殊車両を除いた全ての公用車」としていましたが国が示した地球温暖化対策実行計画の趣旨に沿い、本計画では特殊車両を含む全ての公用車を対象とします。

(2) エネルギー種別毎の削減目標

エネルギー種別によって、温室効果ガスの排出量が大きく異なり、また、市役所の事務事業における利用方法や取り組むべきことも異なることから、全体の削減目標とは別に、エネルギー種別毎で削減目標を再設定することとします。なお、エネルギー種別毎の削減目標についても、政府の事務事業における地球温暖化対策の目標・取組を規定した「政府実行計画」に準じて設定します。

単位：kg-CO₂

エネルギー種別	①平成25年度 (2013年度) (基準年度)	②令和7年度 (2025年度) (暫定値)	③令和12年度 (2030年度) (目標年度)	④新たな 令和12年度目標 (2030年度) (目標年度)	目標削減量 (①-④)
電気	11,767,520	5,829,828	4,976,211	3,683,395	8,084,125
基準年度比	-	△50.5%	△57.7%	△68.7%	-
灯油	3,310,238	1,721,226	1,939,872	1,549,103	1,761,135
基準年度比	-	△48.0%	△41.4%	△53.2%	-
A重油	904,276	231,836	274,714	208,652	695,624
基準年度比	-	△74.5%	△69.6%	△76.9%	-
都市ガス	436,651	341,651	285,835	285,835	150,816
基準年度比	-	△21.8%	△34.5%	△34.5%	-
液化石油ガス	461,909	408,241	370,962	367,417	114,492
基準年度比	-	△11.6%	△19.7%	△20.5%	-
ガソリン	203,545	130,523	7,770	7,770	195,775
基準年度比	-	△35.9%	△96.2%	△96.2%	-
軽油	199,517	65,451	111,871	55,936	143,581
基準年度比	-	△67.2%	△43.9%	△72.0%	-
天然ガス	835	0	0	0	835
基準年度比	-	△100.0%	△100.0%	△100.0%	-
メタン、 一酸化二窒素	806,782	880,828	1,078,401	1,078,401	△271,619
基準年度比	-	9.2%	33.7%	33.7%	-

① 電気について

令和12年度の電気使用による温室効果ガス排出量の目標を達成するため、令和8年度から指定管理施設への再生可能エネルギー導入を進めていきます。また、温室効果ガス排出量のさらなる削減を目指し、LED照明や高効率空調機器の導入、設備の更新、エネルギー利用の最適化など、これまで取り組んできた施策も引き続き推進します。

② 灯油、A重油、都市ガス、液化石油ガスについて

これまで設備の効率化や燃料の電化、使用量の適正化等により着実な削減が進んできました。

今後も引き続き転換可能な設備については、設備更新および省エネルギー対策を推進します。また、無駄な消費を行わないよう職員の共通行動を徹底することに取り組んでいきます。

③ ガソリン、軽油、天然ガスについて

事務事業に用いる自動車について、電動車を導入したり、自動車の台数自体を削減するなどの取組を行ってきました。

今後についても、全体の台数の見直しを図るとともに、可能な限り電動車や電気を用いる機械に更新することにより、排出量を削減することを目指します。この電動車とは、電気自動車、燃料電池自動車などを指します。

④ メタンと一酸化二窒素の排出量について

これらはエネルギーではなく、二酸化炭素と並ぶ、市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの一種です。市役所では、いずれも、自動車の走行や生活排水の処理や浄化槽の使用に伴って排出されます。

市役所では、生活環境や自然環境の保全の観点から、農業集落排水処理施設や浄化槽の整備を進めています。

したがって、本計画策定時は、排出量が増加していくことを想定して目標値を設定しますが、今後の科学技術の進展等により、排出を抑制する取組を行うことができるようになった段階で、改めて検討するものとします。

第5章 温室効果ガス削減に向けた取組

1 温室効果ガス削減に向けた重点的な取組

これまでの市の取組の実績とゼロカーボンシティ会津若松宣言を踏まえて、温室効果ガスの排出量に大きく影響を及ぼす以下の3点について、特に重点的に取り組むべきこととします。なお、取組の目標については、基本的に政府実行計画に準じるものとします。

- (1) 可能な限り電気エネルギーを用いる設備・車に転換すること
- (2) より高効率な設備に転換し、省エネルギー化を図ること
- (3) 再生可能エネルギーの最大限の導入をすること

(1) 可能な限り電気エネルギーを用いる設備・車に転換すること

① 電気エネルギーを用いる設備への転換

化石燃料を用いる空調設備等について、可能な限り電気エネルギーを用いる設備へ転換します。

【取組状況】

- ・ボイラー式の暖房から電気式に移行した

② 電動車の導入

公用車について、新規導入・更新については可能な限り電動車とし、令和12(2030)年度までに使用する公用車のうち、代替可能なものを全て電動車とすることを目指します。この電動車とは、電気自動車、燃料電池自動車などを指します。

【取組状況】

- ・令和7年度までの電動車比率は279台中23台で約8%

(2) より高効率な設備に転換し、省エネルギー化を図ること

① LED照明の導入

既存設備を含めた公共施設全体のLED照明の導入割合を、令和12(2030)年度までに100%とすることを目指します。

【取組状況】

- ・令和7年度までの公共施設のLED照明導入率は約47%

② 建築物における省エネルギー対策の徹底

今後予定している新築事業については、原則 ZEB Oriented (※) 以上とし、令和 12 (2030) 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。

【取組状況】

- ・令和 7 年度に本庁舎を ZEB Oriented 相当とした

※ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) とは

50 %以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量をさらに削減した建築物について、削減量に応じて下記の分類となります。

- ・ ZEB : 100 %以上削減
- ・ Nearly ZEB : 75 %以上 100 %未満
- ・ ZEB Ready : 50% 以上
- ・ ZEB Oriented : 30 ~ 40 %以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万㎡以上のもの。

③ 施設・設備の適切な運用管理と運用改善の取組

設備の運転管理、計測・記録、保守・点検などを定めた管理標準 (※) を施設ごとに作成し、これに準じて省エネルギーの取組を実施します。

【取組状況】

- ・最新の設備状況 (修正・追加・撤去) を設備台帳に反映し施設の管理を行っている

※管理標準とは

合理的なエネルギーの使用を図るため、エネルギーを使用する設備の管理要領を定めた運転管理マニュアルです。エネルギーの使用の合理化に関して定めている「エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (通称、省エネ法)」では、事業者に対して「管理標準」を策定し遵守することを定められています。

④ 設備更新・改修に向けた取組

設備更新・改修に当たっては、各施設の管理標準に基づく更新を基本とし、現状より高効率な設備に更新します。

【取組状況】

- ・従来型のエアコンを高効率エアコンに更新したことで電気料金の削減などの効果が現れている

(3) 再生可能エネルギーの最大限の導入をすること

① 再生可能エネルギー電力調達の推進

令和 12（2030）年度までに、市の調達する電力の 60％以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します※。

【取組状況】

- ・ 令和 7 年度までの市の調達する電力の約 26％が再生可能エネルギー電力

※会津若松市電力の調達に係る環境配慮方針

本市が有する公共施設の電力契約は、原則として市に立地する発電所に由来する再生可能エネルギー 100％の電力であり、非化石証書を有する電力の調達にかかる契約によるものとし、当該契約を締結することが困難な場合においては「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達にかかる契約によるものとする。

② 太陽光発電の最大限の導入

令和 12（2030）年度には、設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50％以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。その際、PPA モデル（※）の活用も検討します。

【取組状況】

- ・ 令和 7 年度までの設置可能な建築物（敷地を含む）の約 31％が太陽光設備を導入

※PPA モデルとは

事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その電気の使用料金を事業者に支払うビジネスモデルです。需要家の太陽光発電設備等の設置に関する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあります。

2 職員の行動等による温室効果ガス削減の取組

(1) 省エネルギー・省資源に資する、職員の日常の行動に関する取組を徹底します。

【取組状況】

- ・ 機密文書をシュレッダーにかけ、資源として回収した
- ・ ペーパーレス会議を導入し、紙の使用量を削減した
- ・ 始業前・昼休憩時等のこまめな消灯により電気使用量を削減した

(2) 公共施設を利用する方に対して、省エネルギー・省資源に資する利用の仕方について意識啓発を行います。

【取組状況】

- ・ 館内に適正温度の管理への協力を促すポスターを掲示した
- ・ 定期的に文書でゴミの減量化の呼びかけを行っている

- (3) 小・中学校の児童・生徒に対して、校内での省エネルギー・省資源の取組を推進します。

【取組状況】

- ・定期的に環境学習や出前講座を実施し、学校や家庭での省エネルギー・省資源の取組について考える機会をつくった

- (4) ワークライフバランスの確保に努め、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な職員の勤務を推進します。

【取組状況】

- ・効率的に業務を進めて定時退庁することで、執務室の電気使用量を削減した
- ・ノー残業デーの徹底により執務室の電気使用量を削減した

- (5) ごみの3R+Renewable（※）を推進します。

【取組状況】

- ・ミスプリントを再度コピー用紙として再利用した
- ・不要になった物品を、捨てるのではなく、庁内のネットワークを使って他の所属に対して利用を呼びかけ、提供した
- ・業務で出るごみの分別を徹底した
- ・職員がごみ、資源物の分別排出を間違えないようにするため、分別の間違い例の現物を貼るなどし、誤排出の防止を徹底した

※ごみの3R + Renewable とは

ごみの3R とは Reduce（ごみの発生を減少させること）・Reuse（繰り返し使用すること）・Recycle（資源として再利用すること）のことを指します。

Renewable とは再生可能な資源に替えることをいい、例えば、プラスチックの包装を紙やバイオマプラスチック等に置き換えたりすることです。

※その他の取組の詳細はP25「参考資料2 職員の行動による温室効果ガス削減の取組（詳細版）」を御参照ください。

3 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の全庁的な推進体制

市役所では、様々な所属による業務分担（事務分掌）を行っていますが、広範囲の分野にわたる環境問題に対応するためには、全庁的に一体となって取組を進める必要があります。

そのため、本市では、環境問題に関して全庁的な立場で調査及び審議を行うために、市長を委員長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者を副委員長とし、関係部局長を委員として構成する「環境管理委員会」を設置しています。この環境管理委員会には、さらに、関係所属長で構成する「幹事会」、関係所属の担当職員による「担当者会議」が含まれています。

本計画については、この環境管理委員会のそれぞれの開催する会議において、検討や意見交換等を密接に行うことで、全庁一体となった取組を進めていきます。

【環境管理委員会の体制とそれぞれの役割】

環境管理委員会

市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び各部の長等による会議を必要に応じて開催し、政策の検討や審議を行うことで、全庁的な立場での取組の調整と、認識の共有を図ります。

幹事会

関係する所属の所属長による会議を定期的に行い、協議を行うことで、庁内横断的な取組の調整と、認識の共有を図ります。

担当者会議

関係する所属の担当職員による会議を定期的に行い、情報交換等を行うことで、事務担当レベルでの具体的な取組の検討や課題の把握に努めます。

(2) 進行管理の流れ

本計画における取組を着実に推進し、目標を達成するためには、取組の進捗状況を把握し、その状況を評価した上で、評価結果を取組や目標の見直しにつなげること（PDCA サイクル）が必要です。第4期計画は、これまで以上に高い目標を設定しており、その達成を図るためには、進行管理を特に適切に行う必要があります。

そのため、本計画からの新たな取組として、年度ごとに、各所属における取組と目標を規定した実施計画を、環境管理委員会での審議を通じて定めることとし、これに基づき、PDCA サイクルによって、進行管理を行います。

また、全庁的な進行管理においても、環境管理委員会事務局である環境共生課が中心となり、周知や研修、各所属における取組の状況の把握等を行うことにより、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

【PDCA サイクルによる推進体制とそれぞれの役割】

段階	事務事業編の各年度の PDCA サイクル (環境共生課の事務)	実施計画に基づく取組の PDCA サイクル (各所属の事務)
Plan (計画)	(1) 年度ごとの各所属の取組方針と目標をまとめた実施計画について、素案を作成し、担当者会議や幹事会において協議した後、環境管理委員会において審議する (2) 実施計画について、庁内に周知するとともに、担当者会議により実施計画に基づく取組の進め方についての共有を図る	(1) 対象施設や設備等の状況を確認 (2) 所属ごとの取組方針・目標の検討 (3) 環境共生課へ各所属の実施計画の提出 (4) 実施計画に沿って、実施作業やスケジュールを設定
Do (実行)	(1) 各所属の取組の支援や情報提供を行う (2) 地球温暖化対策の現状や、実施計画を進めるために有用な研修等を実施する	(1) 取組を実施する (2) 取組の状況やエネルギー使用量を記録し、環境共生課に報告する (3) 各種研修等に参加する
Check (点検・評価)	(1) 各所属の活動の取組やエネルギー消費量の実績を集計し、温室効果ガスの排出量を算定する (2) 全庁の取組を分析・評価し、報告資料を作成、幹事会における確認を経て、環境管理委員会にて報告、審議するとともに、環境審議会(※1)にて意見をいただく。	(1) 各所属において、取組と目標達成状況を分析・評価する
Action (見直し)	(1) 市長への報告を行い、庁内外へ公表する (2) 次年度の実施計画に向けた見直し等を行う	(1) 取組と目標達成状況について、所属内にて確認する (2) 次年度の実施計画に向けた見直し等を行う

※1 環境審議会について

市役所では、「市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項等について、調査審議すること」を目的として、市民の方や事業者・団体の方を委員とする、環境審議会を設置しています。

4 進捗状況の公表

本計画の進捗状況として、毎年度の取組の結果や、温室効果ガス排出量について、毎年１月頃に市のホームページ等において公表いたします。

参考資料

1 対象施設

直営施設 (管理委託または貸し出し施設を含む)	指定管理施設
・北会津支所 ・河東支所 ・本庁舎（中庭の機械室含む） ・栄町第一庁舎 ・市民協働プラザ ・栄町第二庁舎前プレハブ ・廃棄物対策課事務所 ・道路河川管理センター ・上下水道局庁舎 ・追手町第二庁舎 ・栄町第二庁舎前詰め所 ・各倉庫（北会津サブセンター管理棟、格納庫・郡山機械格納庫・八田野機械格納庫・旧河東二小・河東文化財管理室・追手町文化財収蔵庫） ・滝沢浄水場 ・東山浄水場 ・大戸浄水場 ・六軒浄水場 ・強清水浄水施設 ・下水浄化工場 ・北会津北部浄化センター ・河東浄化センター ・赤井地区浄化センター ・共和地区浄化センター ・界沢地区浄化センター ・下荒井浄化センター ・北会津西部浄化センター（宮木、上米塚が統合） ・公共下水道マンホールポンプ ・個別生活排水事業（フロア） ・農業集落排水事業マンホールポンプ ・門田工業団地ポンプ場 ・一ノ堰工業団地ポンプ場 ・北会津地区学校給食センター ・河東地区学校給食センター ・会津若松学校給食センター ・各小・中学校の給食室、給食センター ・斎場 ・八田地区交流センター ・生涯学習総合センター（會津稽古堂） ・中央公民館神指分館 ・北公民館 ・南公民館 ・大戸公民館 ・一箕公民館 ・東公民館 ・湊公民館 ・北会津公民館 ・河東公民館 ・少年の家	1 行仁コミュニティセンター 2 日新コミュニティセンター 3 城北コミュニティセンター 4 城西コミュニティセンター 5 松長コミュニティセンター 6 真宮コミュニティセンター 7 鶴城コミュニティセンター 8 城南コミュニティセンター 9 謹教コミュニティセンター 10 天神ふれあいセンター 11 北会津デイサービスセンター 12 湊しらとり保育園 13 北会津保健センター 14 若松城天守閣 15 麟閣 16 市営駐車場 17 御薬園 18 会津町方伝承館 19 勤労青少年ホーム 20 基幹集落センター 21 公設地方卸売市場 22 河東農村環境改善センター 23 会津総合射撃場 24 鶴ヶ城公園内運動施設等 25 会津総合運動公園 26 背炙山公園 27 門田緑地 28 大川緑地 29 大川南四合緑地 30 蟹川緑地 31 市民ふれあいスポーツ広場 32 小松原多目的運動場 33 河東総合体育館 34 河東野球場 35 河東テニスコート 36 河東弓道場 37 コミュニティプール 38 文化センター 39 會津風雅堂 40 会津能楽堂

・町北集会所 ・中町茶室 ・歴史資料センター（まなべこ） ・七日町市民広場 ・基幹集落センター（湊市民センター含む） ・北会津農村環境改善センター ・公立小学校（19校） ・公立中学校（12校、旧河東中学校含む） ・中央保育所 ・河東第三幼稚園 ・西七日町児童館 ・荒館こどもクラブ ・一箕第二こどもクラブ ・ノーマライズ交流館パオパオ ・河東園芸ふれあいセンター ・大木の芝原公園 ・保健センター ・河東保健センター ・夜間急病センター（謹教コミセン内） ・旧夜間急病センター ・消防屯所 ・公園灯と各公園の公衆トイレ ・白山沼公園 ・公衆トイレ（広田駅・神明通り・東山・芦ノ牧・崎川浜・飯盛山、観光案内所・南口駐車場）	
--	--

※ 本表は、令和8年4月1日現在の施設です。今後の変更は、随時修正し、進行管理を行います。

※ 大分類・中分類については、例年環境省が実施する「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」に基づく施設分類です。

※ は、省エネ法における「極めて小さな工場等」に設定しています。

【参考】省エネ法における「極めて小さな工場等」

「エネルギー使用量が年間15kl未満の工場等であり、かつ、事業者全体の総エネルギー使用量の1%未満の範囲の工場等」については、省エネ法の定期報告書において、1度国に提出した値と同じ値を次回以降も記載することができる。

2 職員の行動による温室効果ガス削減の取組（詳細版）

(1) 職員共通の取組

① 環境マニュアルとは

会津若松市第3期環境基本計画や地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）に定める目標の達成に向け、市役所自らが率先して地球温暖化対策に取り組めるよう、必要事項をマニュアルに策定し、本マニュアルに基づいて取り組みを行うもの。

職員（全所属）の共通行動（環境マニュアル一部抜粋）

ア 省エネルギー・エコドライブ

「エコアクション推進手順書」に従い推進します。

イ ごみの減量とリサイクル

「エコアクション推進手順書」に従い推進します。

ウ 各所属の事務事業における取組

（ア）×（かける）環境アクションの取組

各所属の様々な分野と環境を結びつけて取り組みます。事務事業に当たっては可能な限り、環境保全等に結びつけて実施します。

（例）鶴ヶ城ハーフマラソン大会では、市民・事業者・行政が一丸となり、マラソンコース沿いでの一斉ごみ拾いを実施し、市民の環境意識を高め、地域の美化に繋がっています。

（イ）グリーン購入※の推進

「グリーン購入推進手順書」に従い推進します。

（ウ）環境配慮方針による電力の調達

「会津若松市電力の調達に係る環境配慮方針」に従い推進します。

※グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入すること。

② 環境マニュアル手順書（一部抜粋）

(a) エコアクション推進項目

○ 公用車等の使用抑制

i 公用車の適正利用

- ・近距離の移動は、公用車の使用を控え、徒歩又は自転車を活用する。
- ・業務上可能な場合は、相乗りを奨励する。
- ・公用車の管理については、会津若松市車両管理要綱の定めによる。
- ・使用可能な車両が複数台ある場合は、次世代自動車及び低燃費車を優先的に利用するように努める。

ii 公用車の適正運転

- ・エコドライブの方法に従い、エコドライブに努める。

〔エコドライブの方法〕

- 発進時は最初の5秒で時速20 km程度を目安とし、やさしい発進を心がける
- 車間距離に余裕を持ち、停車するときは早めにアクセルから足を離す
- エアコンの使用は適切にし、無用なアイドリングはしない
- 渋滞をさけ、余裕を持って出発する。不要な荷物は積み込まないようにする
- 他車の走行の妨げとなる駐車はしない（他車のエコドライブを妨げない）
- タイヤの空気圧をこまめに点検し、燃費を確認する

○ 資源（用紙類等）の有効利用

i リデュースの推進

- ・両面コピー、集約コピーを徹底する。
- ・会議等の資料は、簡素化し、電子化によるペーパーレス化を図る。配布する場合は、必要部数の最小化を図る。
- ・電子決裁可能なものについては、原則電子決裁とする。
- ・各種配付資料については、紙での配付は必要最小限にとどめ、グループウェアのライブラリや共有フォルダ、市ホームページ等に保存する。
- ・刊行物は適正部数を作成する。
- ・ミスコピー防止のため、コピー終了後はリセットボタンを押す。
- ・ミスプリント防止のため、印刷前に再チェックを行う。
- ・印刷時のトナー・インクを節約するようにパソコンで設定する。
- ・各所属から燃やせるごみを排出する際は、ごみ袋に所属名を記載する。
- ・生ごみ（コーヒ粕や茶殻など）は、燃やせるごみには出さず、キエー口を活用する。

ii リユースの推進

- ・コピー機及びプリンタ周辺には、リユース（裏面再利用）用紙箱を設置する。
- ・メモ用紙など裏紙使用可能なものは裏紙を使用する。
- ・カレンダー、ポスター等は裏紙を名刺などに再利用する。
- ・庁内への資料配布の際は、使用済みの封筒を再使用する。

iii リサイクルの推進

- ・執務室内に種類ごとのごみ箱を設置し、分別を徹底する。
- ・資源化が可能な廃棄文書については、シュレッダーにより資源化する。
- ・コピー機・プリンターの使用済みトナーカートリッジ及びインクジェットカートリッジのリサイクルを徹底する。
- ・雑紙回収用の古封筒には、お菓子の紙箱や牛乳パック等の再資源化が可能な紙製容器及び5 cm四方以上のメモ紙等についても古封筒に一時ストックし、リサイクルへ回すようにする。

※職員一人一袋、雑紙回収用の古封筒及びプラスチック製包装回収用の小袋を自席に必ず設置する。

○ 省エネルギー等の推進

i 電気、燃料（都市ガス、LP ガス、灯油、A 重油、軽油（車両での使用を除く））

◎冷暖房の節電について

- ・空調やボイラーなどの機器の適正運転（運転期間・運転時間等）の管理を徹底する。
- ・冷暖房の温度を適切に調整する（冷房 28℃、暖房 20℃）
- ・冷暖房を室内に効率的に循環させる方法としてサーキュレーター等を積極的に活用する。
- ・ノー残業デーの推進

◎パソコン等の OA 機器の節電について

- ・長時間パソコンを使用しない場合は、パソコンをシャットダウンするか、スリープモードにする。
- ・コピー機の使用後は、節電モードにするか電源を切る。

◎照明の節電について

- ・事務に支障のない範囲で照明器具を間引きする。
- ・始業前や昼休み時は原則消灯
- ・勤務時間外では、不要な照明は消し、廊下等の点灯も必要最小限とする。

◎その他

- ・省エネルギー型機器への転換や再生可能エネルギー設備の導入を促進する。
- ・エレベーターは基本的に身体が不自由な方が使用するものとし、職員は原則使用しない。
- ・給湯器の元栓をこまめに閉めて、お湯を必要以上に沸かさない。

○ 廃棄物発生抑制・リサイクルの推進

i ごみの排出方法

各所属において、廃棄物の種類ごとに分別し、指定された集積場所に排出するものとする。

ii 主な分別の区分は次のとおり

- ㊦ 燃やせるごみ
- ㊧ 燃やせないごみ
- ㊨ 古紙類
 - ・紙文書
 - ・その他の古紙
 - ・新聞紙
 - ・紙製パック
 - ・ダンボール
- ㊩ ペットボトル
- ㊪ かん類
- ㊫ プラスチック製容器包装
- ㊬ びん類

※ごみ等の処理は、「庁舎内ごみ分別の手引き」に沿って対応する。

(b) フロン使用機器管理基本方針

- 原則として「ノンフロン製品」や「低 GWP 製品」（地球温暖化の影響が小さいフロンを使用した製品）を採用する。
- フロン類の大気中への拡散を防止する。
- 廃棄の際は、フロン類の回収・再使用あるいは分解を徹底する。

(c) グリーン購入推進

- 購入する前に必要性を十分に考える
- 資源採取から廃棄に至るまでの、製品等のライフサイクル全体の環境負荷を考慮して購入する
- 環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する
- 製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して購入する
- 環境物品等の選択方法等
 - ・ 物品購入の際は、製品カタログ及びインターネットサイト等により確認し、グリーン購入法適合商品」を選択する。

（参考）

- ◎ グリーン購入ネットワーク
<http://www.gpn.jp/>
- ◎ エコマーク商品総合情報サイト
<http://www.greensttion.net/>

- ・ 購入希望物品にグリーン購入法適合商品がない場合、次の環境ラベルを参考に購入するものとする。

主な環境ラベル等

環境ラベル	環境ラベルの説明及び実施・運営主体等
 エコマーク	財団法人日本環境協会が実施する、ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。
 (新)  (旧) 国際エネルギー スタープログラム	経済産業省が運営する制度で、パソコンなどのオフィス機器について、待機時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。
 省エネラベリング制度	省エネ法に基づき定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度で、経済産業省が運営しています。マークはJIS規格(JISC9901)の規定に基づき、事業者が自主的に表示します。なお、通常の省エネ性マークの色は橙色ですが、省エネ基準を達成している場合は緑色で表示することができます。
 再生紙使用マーク	ごみ減量化のために設立された3R活動推進フォーラムで定められた、古紙配合率を示す自主的なマークです。Rに続く数字が、古紙配合率(%)を表しています。(左の例は古紙配合率100%です。)
 グリーンマーク	財団法人古紙再生促進センターが実施している事業で、古紙を再生利用したさまざまな紙製品(雑誌, 新聞, トイレットペーパー, 書道半紙, 学習帳, コピー用紙等)に表示されています。
	使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマーク。市民団体である「全国牛乳パックの再利用を考える連絡会」が所有するマークを、「集めて使うリサイクル協会」が管理・運営する制度です。

牛乳パック再利用マーク	
 PET ボトルリサイクル 推奨マーク	PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPET ボトル協議会が運営する制度です。

◎ 環境省 環境ラベル等データベース

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolbel/f01.html>

物品調達の対象品目・判断基準等

国で定めた以下の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずることとする。

分野	判断基準
1 紙類	コピー用紙は、総合評価値 80 ポイント以上であるものとする。また、トイレットペーパーは、古紙配合率 100%のものとする。
2 文具類	金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ② 木質の場合にあっては、間伐材等の再生資源であること。 ③ 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。
3 制服・作業服	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂（PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で 10%以上使用されていること。

(2) 庁舎・施設管理等での取組

温室効果ガス排出量の削減のために、設備機器の適切な日常管理（定期的な清掃・補修・交換等）、保守点検、運用改善の取組を行います。

(3) 施設利用者に対する意識啓発

公共施設において省エネルギーを果たすためには、利用する市民の皆様や事業者の方々の協力が欠かせません。また、小・中学校の児童・生徒自らが校内の省エネ活動に取り組むことで、学校施設全体のエネルギー使用量削減につながります。

そのため、施設内に省エネ絵ルギーに関するポスターを掲示し、特に夏期や冬期について、適正温度の管理への協力を促します。また、学校においては、校内での省エネルギー、省資源の取組を図ります。

3 基準年度（平成 25（2013）年度）の温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガスの種類別排出量

市役所で排出される温室効果ガスのほとんどは二酸化炭素です。

温室効果ガスの種類	排出量 (kg-CO ₂)	排出割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	17,284,491	96
メタン (CH ₄)	280,284	1
一酸化二窒素 (N ₂ O)	526,500	3
総排出量	18,091,273	—

※端数処理の関係により、合計値が一致しない場合があります。

(2) エネルギー起源別排出量

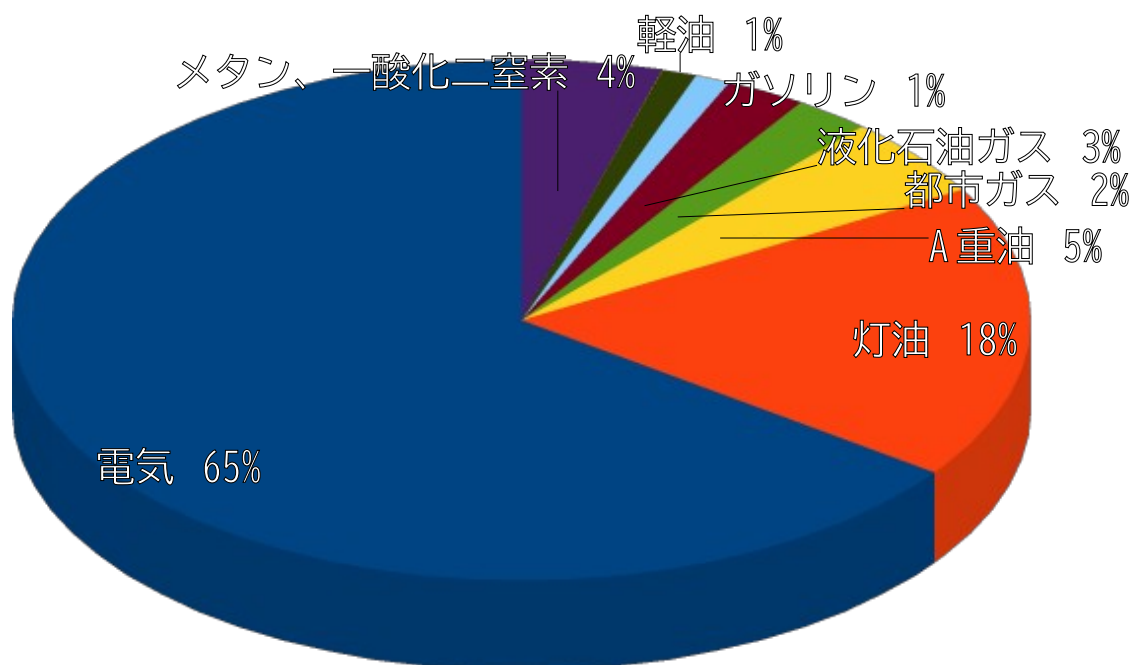
電気の使用による排出割合が全体の60%以上を占めていることから、特に電気についての取組を進めることが重要です。

発生源	排出量 (kg-CO ₂)	排出割合 (%)
電気の使用	11,767,520	65.0
灯油の使用	3,310,238	18.3
重油の使用	904,276	5.0
都市ガスの使用	436,651	2.4
液化石油ガスの使用	461,909	2.6
ガソリンの使用	203,545	1.1
軽油の使用	199,517	1.1
天然ガスの使用	835	0.0
生活排水の処理と浄化槽の使用等によるメタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)	806,782	4.5
総排出量	18,091,273	

※端数処理の関係により、合計値が一致しない場合があります。

【参考：基準年度（平成25（2013）年度）の温室効果ガス排出量の内訳】

（平成25（2013）年度）の温室効果ガス排出量の内訳



4 会津若松市環境管理委員会設置要綱

(平成 25 年 6 月 25 日決裁)
(平成 31 年 3 月 22 日決裁)
(令和 2 年 3 月 18 日決裁)
(令和 6 年 4 月 1 日決裁)
(令和 7 年 3 月 31 日決裁)

(設置)

第 1 条 会津若松市環境基本条例（平成 9 年会津若松市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条における基本理念にのっとり、本市における環境の保全及び創造の推進を図るため、全庁的な立場で調査及び審議することを目的として、会津若松市環境管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 8 条に基づく環境基本計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムの進行管理に関すること。
- (3) 地球温暖化対策推進実行計画の進行管理に関すること。
- (4) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に係る計画書等に関すること。
- (5) その他、市の事務事業に係る環境負荷の低減を含めた、環境の保全及び創造の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市長を、副委員長は副市長、教育長及び上下水道事業管理者をもって充てる。

3 委員は、会津若松市部設置条例（平成 11 年会津若松市条例第 38 号）第 2 条に規定する部の長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長及び上下水道局長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員以外の関係職員に対し、会議への出席を要請することができる。

(幹事会)

第 6 条 第 2 条に定める事項の原案策定について協議及び調整をさせるため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、以下の職にある者（以下「幹事」という。）により組織する。

- (1) 企画政策部企画調整課長
- (2) 財務部財政課長
- (3) 財務部公共施設管理課長
- (4) 総務部総務課長
- (5) 市民部危機管理課長

- (6) 市民部市民協働課長
- (7) 市民部環境共生課長
- (8) 健康福祉部こども保育課長
- (9) 健康福祉部健康増進課長
- (10) 観光商工部観光課長
- (11) 観光商工部商工課長
- (12) 観光商工部企業立地課長
- (13) 農政部農政課長
- (14) 農政部農林課長
- (15) 建設部都市計画課長
- (16) 建設部まちづくり整備課長
- (17) 建設部開発管理課長
- (18) 建設部道路課長
- (19) 教育委員会事務局学校教育課長
- (20) 教育委員会事務局学校施設給食課長
- (21) 教育委員会事務局文化スポーツ課長
- (22) 教育委員会生涯学習総合センター副所長
- (23) 上下水道局上水道施設課長
- (24) 上下水道局下水道施設課長

3 幹事会に幹事長を置き、市民部環境共生課長をもってこれに充てる。

4 幹事会の会議は、目的及び協議内容に応じて幹事長が対象の幹事に通知のうえ招集する。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

6 幹事会は、第2条に定める事項の原案作成に係る専門的な検討を行わせるため、必要に応じ、幹事の指名する所属職員をもって担当者会議を置く。

7 担当者会議は、市民部環境共生課長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会、幹事会及び担当者会議の庶務は、市民部環境共生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会、幹事会及び担当者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(会津若松市環境保全推進会議設置要綱の廃止)

2 会津若松市環境保全推進会議設置要綱（平成9年6月9日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。